

# 宗谷

宗谷教職員組合

「宗谷情報」ミニ／特別版  
第6号 平成28年6月24日発行  
発行責任者：高 一伸

〒097-0004 稚内市緑2丁目4-21 宗谷教育会館  
Tel 0162-22-2480 FAX 0162-22-2484  
mail info@soya-teachers.org web : http://www.soya-teachers.org

## 教職員と選挙

# 「どやんじゅ」も「どやんじゅ」

参議院議員選挙が二日公示され、選挙戦が始まりました。

### 法規規則の正しい理解を！

選挙の時期になると教職員と選挙運動との関連が取り沙汰されます。これは、教職員は教育公務員として、教育の政治的中立性の原則に基づくという各法規によるものです。具体的には、日本国憲法・教育基本法、教育公務員特例法、公職選挙法と人事院規則（二四―七）その運用などで定められています。

こうした中では、「投票もダメなのでは？」「選挙の話は職員室ですることすらいけないの？」と、何が良くて、何がダメなのか戸惑ってしまいます。私たちは、教育公務員だからこそ、上述した各条文に目を通し、「できることとできないこと」を正しく理解しなければなりません。私たちだけでなく、子どもたちの未来のために「教職員と選挙」

について理解を深めましょう。

### 公務員の地位利用は禁止

公職選挙法では、公務員そして教育公務員としてやってはいけない選挙運動について示しています（下図参照）。教職員は特定の政党、候補者について支持または反対する意見を児童生徒や保護者に対して明らかにしてはイケないと定められています。

### どやんじゅもたぐせん！

一方で、組合内など非公開の場で選挙の争点を学び合うことや、街頭宣伝を単に見に行くことなどについては「人事院規則一四―七の運用方針について」という規則で認められている事柄もあります。

分会や支部で、社会情勢や教育課題と今回の選挙について考える取組を進め、ひとりひとりの先生方が政治について考えるきっかけを作り合いましょ。

ひとりの有権者として勤務時間外にできることは...



## 投票に行くこと

憲法で保障された選挙権の行使



## 選挙に関する報道を知る

憲法で保障された表現の自由



## 政治課題について考える

憲法で保障された思想・信条の自由



## 友人・知人と選挙の話をする

憲法で保障された言論の自由



## 街頭宣伝を見に行く

単に参加するのは可。（人事院規則14-7の運用方針）



## 各政党の政策を比較するなどの学習会をすること

組合内など非公開の会合の場合は認められる（人事院規則14-7の運用方針）

教職員として、してはならないことは...



特定の政党、候補者について支持または反対する意見を児童生徒や保護者に対して明らかにすることはできません！

教育基本法、教育公務員特例法、公職選挙法、人事院規則に規定あり。



学級通信に政党・候補者のことを書く **×**



保護者に投票の勧誘をする **×**



候補者の推薦に関与、後援団体を結成すること **×**  
街頭・集会などで特定の政党や候補者を支持又は反対する意見を述べること **×**  
選挙のため、学校のコピーやFAX等を使うこと **×**